

中国『産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国務院の規定』を公布  
—重要分野における『産業チェーン・サプライチェーンの安全』を国家安全と捉え、これを損なう『外国の政府・組織・個人』に対する調査権限と報復措置・域外適用等を明確化—

2026.4.13

CISTEC 事務局

- 本年4月7日、中国国務院令834号『産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国務院の規定』が公布・施行された。  
本規定は、全文18条（別添1仮訳）で構成され、産業チェーン・サプライチェーンの安全に関し、①関連業務の原則・目的の明確化（総体国家安全観の貫徹、産業チェーン・サプライチェーンの質の高い発展、その安全リスク防止と耐性向上等）、②重要分野における同安全に関する制度・措置の確立・整備、③同安全を損なう外国の政府・組織・個人に対する、調査実施制度の確立と報復措置（域外適用を含む）等を規定している。
- 上記③の報復措置については、同国の既存法規制ツール（反外国制裁法、対外貿易法等）に基づく実施が既に担保されているが、それらとの比較において、以下の点に注目する必要がある。
  - ・ 第13条では、中国国内で産業チェーン・サプライチェーンに関する情報収集活動が違法に行われ場合、関係部門が法によって相応の処理・措置を講じるとしており、そのような情報収集活動が制限される可能性が示唆されている。
  - ・ 第15条において、産業チェーン・サプライチェーン安全調査を実施する権限が明記され、「外国の組織・個人」が中国企業との正常な取引を中断、差別的措置を講じて中国企業のサプライチェーンに損害を与えた場合に、中国政府当局が当事者への質問、関連文書・資料の閲覧・複写等の調査を行うことができるとされている。  
（注）反外国制裁法では、その実施に関する規定第4条で、相応の調査と対外協議を行う権限を有するとしているのみであるが、この規定では調査の方法等がさらに具体化されている<sup>1</sup>。
- なお、本規定は、外国の組織又は個人が、中国の重要分野における産業・サプライチェーンの安全保障を脅かし、損害を与える行為に対して、報復措置を講じる権限があることを

<sup>1</sup> 中国反外国制裁法の実施規定の公布について（CISTEC、2025年4月2日）、  
[https://www.cistec.or.jp/service/keizai\\_anzenhosho/china/data/20250325.pdf](https://www.cistec.or.jp/service/keizai_anzenhosho/china/data/20250325.pdf)

より具体的に明示するものとなっており、反外国制裁法により外国企業が第三国の規制や制裁との間で「板挟み」となるリスクが指摘されてきたが、引き続きそのリスクに留意する必要があることを改めて示している。

◎李強首相が国務院令に署名、『産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国務院の規定』を公布（2026年4月7日；出典：新華社）

[https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202604/content\\_7064846.htm](https://www.gov.cn/yaowen/liebiao/202604/content_7064846.htm)

◎国務院令 834 号：「産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国務院の規定」：

本年 4 月 7 日公布：[https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7064837.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7064837.htm)

◎中国司法部記者会見：『産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国務院の規定』

（2026年4月7日） ※**仮訳(別添2)**

[https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zcjd/202604/t20260407\\_533568.html](https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zcjd/202604/t20260407_533568.html)

● 関連報道：香港サウス・モーニング・ポスト（4月8日）：

◎中国、世界的脅威から供給網を守るための新たな安全保障規則を施行：

<https://www.scmp.com/economy/china-economy/article/3349351/china-enforces-new-security-rules-defend-supply-chains-global-threats>

● 本「規定」（別添）上、日本産業界（含む中国在日系企業）の主な留意点：

中国の「産業チェーン・サプライチェーンの安全」に関し、日本が留意すべき違反對象行為と当局措置は、以下の通り：

①【第 13 条】

（違反對象行為）・如何なる組織・個人が、（既存の）法規制に違反し中国国内で産業チェーン・サプライチェーン関連情報収集活動を行った場合

（当局措置） ・法に基づく相応措置

②【第 14 条】

（違反對象行為）・外国の国家・地域・国際機関が、国際法・関係基準に違反し、中国の産業チェーン・サプライチェーン面で、中国に対する差別的禁止・制限・その他類似措置を講じ、産業チェーン・サプライチェ

- ーンの安全を損なう行為を実施・協力した場合
- (当局権限) ・ 産業チェーン・サプライチェーンの安全調査を実施する権限
- (当局措置) ・ 相応措置（関連貨物・技術の輸出入、国際サービス貿易の禁止・制限、特別費用徴収等を含むが、これに限定されない）
- ・ 報復措置（反外国制裁法等に従い、第 14 条の上述違反对象行為・措置に直接・間接的に参加した組織・個人を報復リストに掲載）

### ③【第 15 条】

- (違反对象行為) ・ 外国の組織・個人が、正常な市場取引の原則に違反し、中国公民・組織との正常な取引を中断し、中国公民・組織に対する差別的措置・その他行為を実施し、中国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に実質的損害・脅威をもたらす場合
- (当局権限) ・ 産業チェーン・サプライチェーンの安全調査を実施する権限
- ・ 関係当事者は調査に協力する必要（調査期間内、陳述・釈明可）
- (当局措置) ・ 調査結果に基づき、外国の組織・個人に対し以下の措置が可能：
- ①中国関連輸出入活動従事の禁止・制限、
  - ②中国国内投資の禁止・制限、
  - ③中国国内組織・個人によるこれら関連取引・協力等の禁止・制限、
  - ④関係人員・交通輸送手段の入国禁止・制限、
  - ⑤関係者による中国国内就業・逗留・在留資格の取消・制限等
- ・ 域外適用：関連措置は、外国組織・個人が実質的に支配・設立・運営に関与する組織に適用可能

### ④【第 16 条】

- ・ 中国国内組織・個人の義務として、第 14・15 条の関連措置の履行を規定。
- ・ 又、これに違反した組織・個人に対し、国務院関係部門は是正を命じ、以下の権限を持つ、としている：
- ①政府調達、入札募集・応札、関連貨物・技術の輸出入、国際サービス貿易等への従事の禁止・制限、
  - ②データ・個人情報の国外からの受取り、国外への提供の禁止・制限、
  - ③出国、中国国内逗留・居留等の禁止・制限

以上

中華人民共和国國務院令<sup>2</sup>

## 第 834 号

《産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する國務院の規定》は 2026 年 3 月 13 日の國務院第 81 回常務會議で可決され、今ここに公布し、公布の日より施行する。

総理 李強

2026 年 3 月 31 日

## 《産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する國務院の規定》

**第一条** 産業チェーン・サプライチェーンの安全上のリスクを防止し、産業チェーン・サプライチェーンのレジリエンスと安全の水準を高め、経済社会の安定と国の安全を守るため、《中華人民共和国国家安全法》、《中華人民共和国对外関係法》、《中華人民共和国反外国制裁法》、《中華人民共和国对外贸易法》等の法律に基づき、本規定を制定する。

**第二条** 産業チェーン・サプライチェーンの安全業務は総体国家安全観を貫徹させ、発展と安全を統一的に計画し、国内・国際を統一的に計画し、高水準の對外開放を推進し、世界の産業チェーン・サプライチェーンの安定・円滑化を促進するものとする。

**第三条** 国は産業チェーン・サプライチェーンの安全業務の仕組みを構築・整備し、産業チェーン・サプライチェーンの安全業務を統一的に計画する。

國務院の外交・發展改革・工業情報化・公安・国家安全・法治・財政・自然資源・交通運輸・農業農村・商務・金融管理・税関・市場監督管理・インターネット情報等の部門は職責分担に従って、産業チェーン・サプライチェーンの安全業務の担当に責任を負う。國務院の関係部門は産業チェーン・サプライチェーンの安全業務の連携・協力を強化する。

省・自治区・直轄市の人民政府は国の統一的計画・調整の下で、管轄する行政区域が関係する産業チェーン・サプライチェーンの安全業務に責任を負う。

**第四条** 国は産業チェーン・サプライチェーンの合理的で秩序ある配置を指導し、産業チェーン・サプライチェーンのデジタル化、インテリジェント化を推進し、産業チェーン・サプライチェーンの安全、制御可能の水準を向上させ、産業チェーン・サプライチェーンの高品質な發展を促進する。

<sup>2</sup> (訳者注)「国务院关于产业链供应链安全的规定」(中国政府網 2026 年 4 月 7 日)  
[https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content\\_7064837.htm](https://www.gov.cn/zhengce/content/202604/content_7064837.htm)

企業が多様な供給ルートを開拓し、産業チェーン・サプライチェーンの協力を実施し、市場競争に公平に参加し、産業チェーン・サプライチェーンの安全上のリスク防止の水準を向上させるよう奨励・支援する。

**第五条** 国は平等互惠、協力・ウィンウィンの原則を堅持し、産業チェーン・サプライチェーン分野における国際協力を強化し、産業チェーン・サプライチェーンに関わる国際ルールの策定に積極的に参加する。

**第六条** 国務院の関係部門および省・自治区・直轄市の人民政府は関連する計画の策定過程において、産業チェーン・サプライチェーンの安全に生じるであろう影響を十分に考慮しなければならない。

**第七条** 国は重要分野における産業チェーン・サプライチェーンの安全保障を強化する。国務院の関係部門は重要分野リストを策定し、かつ動的調整を行い、重要分野における原材料・技術・設備・製品等の生産と流通の安定した、持続的な運営を確保する。

**第八条** 国務院の関係部門は重要分野の産業チェーン・サプライチェーンの情報共有を推進し、情報プラットフォームによる支援を強化し、業界・企業間の重要分野における産業チェーン・サプライチェーン情報の相互接続を強化し、効果的な措置を講じてデータの安全を保障するよう指導する。

**第九条** 国は重要分野における産業チェーン・サプライチェーンの安全上のリスクの監視・早期警戒制度を構築・整備する。国務院の関係部門は重要分野の原材料・技術・設備・製品等の供給ルートの安定状況とそれが経済社会の安定と国の安全に及ぼす影響等について、評価・監視を計画・実施し、産業チェーン・サプライチェーンの安全上のリスクを識別し、適時に早期警戒情報を公表する。

企業・業界団体・商工会議所等は産業チェーン・サプライチェーンの安全に影響する状況を発見した場合、県級以上の人民政府関係部門に報告することができる。

**第十条** 国は重要分野における産業チェーン・サプライチェーンの安全上のリスク防止制度を構築・整備する。国務院の関係部門は重要分野における物理的備蓄および能力の備蓄<sup>3</sup>を計画・実施し、技術・設備・製品の研究開発を強化し、重要分野における産業チェーン・サプライチェーンのリスクレジリエンス能力を向上させる。

---

<sup>3</sup>（訳者注）「物理的備蓄および能力の備蓄」について、2026年1月17日に公表された《中華人民共和国国家備蓄安全法》（草案・意見募集稿）の第二条第二項に「本法にいう国家備蓄とは、国の安全および安全戦略の需要に適応して貯蔵する資源を指し、これには食料等の重要な

国務院の関係部門および地方人民政府は管轄する業界、管轄する地域の特色を結び付け、産業チェーン・サプライチェーンの安全上のリスク防止措置を的確に講じなければならない。

**第十一条** 国は重要分野における産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する緊急管理制度を構築・整備し、国務院の関係部門が緊急対応計画を策定する。重要分野の産業チェーン・サプライチェーンの安全に影響を及ぼす状況が生じ、経済社会の安定および国の安全を脅かした場合、国務院または国務院に権限を委譲された部門の決定を得て、緊急調整、備蓄の使用および生産・輸送・供給等の緊急処理・措置を講じることができる。法律・行政法規で別段の規定がある場合、その規定に従う。

国務院の関係部門および地方人民政府は職責権限に従って緊急処理・措置を実施し、関連する状況が取り除かれたら速やかに実施を終了しなければならない。関係する組織・個人は緊急処理・措置の実施に協力しなければならない。

**第十二条** 社会資金の投入を奨励・指導し、重要分野における科学技術の研究開発、コア技術の難題攻略を支援し、科学技術の成果の転化を促進する。

企業・研究機構等はリスクの防止・管理システムを十全にし、コア技術と関連する情報システム、データの安全・制御可能を実現しなければならない。関係部門は指導と研修を強化しなければならない。

**第十三条** いかなる組織・個人も我が国の法律・行政法規・部門規章および国の関連規定に違反し、我が国国内で産業チェーン・サプライチェーンに関わる調査等の情報収集活動を実施した場合、関係部門は法に従って相応の処理・措置を講じる。

**第十四条** 外国の国家・地域および国際機関が国際法および国際関係の基本準則に違反し、産業チェーン・サプライチェーン方面で我が国に対して差別的禁止・制限またはその他の類似した措置を講じ、我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を損なう行為

---

農産品および農業資本、エネルギー、鉱産品原材料、重要装備と部品、応急専用物資などの方面における物理的備蓄および能力の備蓄が含まれる」、第三十四条に「国は備蓄物資使用の仕組みを構築・整備し、実際の需要に基づいて物理的備蓄を使用し、企業がその他の生産経営する在庫を投入し、適時に能力の備蓄を放出するよう指導する。企業の備蓄物資を使用する場合、法規に従って合理的に補償しなければならない」とあることから、国が備蓄した物資が「物理的備蓄」、それ以外の企業が持つ国の備蓄物資を同一物資の在庫やそれを生産する能力などが「能力の備蓄」と見られる。参考「国家发展改革委关于《中华人民共和国国家储备安全法（草案，征求意见稿）》公开征求意见的公告」（中華人民共和国国家發展和改革委員會サイト 2026年1月7日）<https://yylxbsgw.ndrc.gov.cn/htmls/article/article.html?articleId=2c97d16b-93251263-019b-c611cc9f-00e9>

を実施または実施に協力した場合、国務院の関係部門は関連措置または行為に対して産業チェーン・サプライチェーンの安全調査を実施する権限を持つ。

国務院の関係部門は手順に従って相応の措置を講じることができ、これには関連貨物・技術の輸出入、または国際サービス貿易を禁止または制限する、特別費用を徴収する等を含むがこれに限定されるものではない。

国務院の関係部門は《中華人民共和国反外国制裁法》、《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》等に従って、本条第一項に定める措置または行為の策定・決定・実施に直接または間接的に参加した組織・個人を報復リストに掲載し、報復措置を講じることができる。

**第十五条** 外国の組織・個人が正常な市場取引の原則に違反し、我が国の公民・組織との正常な取引を中断し、我が国の公民・組織に対して差別的な措置またはその他の行為を実施し、我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に実質的な損害をもたらす、または実質的な損害の脅威を生じさせた場合、国務院の関係部門は産業チェーン・サプライチェーンの安全調査を実施する権限を持つ。

調査は関係当事者への質問、関連文書・資料の閲覧または複製、およびその他の必要な手段を講じることができ、関係当事者は調査に協力しなければならない。調査期間、当事者は陳述・釈明することができる。

調査結果に基づき、国務院の関係部門は外国の組織・個人に対して我が国と関連する輸出入活動に従事するのを禁止または制限する、我が国国内での投資を禁止または制限する、我が国国内の組織・個人がこれらと関連取引、協力等の活動を実施するのを禁止または制限する、関係する人員・交通輸送手段が入国するのを禁止または制限する、関係者が我が国国内で就業、逗留、または在留資格を取り消すまたは制限する等の措置を講じることができる。関連措置は外国の組織・個人が実質的に支配する、または設立・運営に関与する組織に適用することができる。

**第十六条** 我が国国内の組織・個人は国務院の関係部門が第十四条、第十五条の規定に従って講じる措置を実行しなければならない。

前項の規定に違反した組織・個人に対して、国務院の関係部門は是正するよう命じる、政府の調達、入札募集・応札および関連する貨物・技術の輸出入または国際サービス貿易等の活動に従事するのを禁止または制限する、データ・個人情報を国外から受け取る、または国外に提供するのを禁止または制限する、出国、我が国国内に逗留・居留等を禁止または制限する権限を持つ。

**第十七条** 弁護士事務所・公証機関等の専門サービス機関が我が国の公民・組織に産業チェーン・サプライチェーンの安全に関わる法律サービスを提供するよう奨励・支援する。

**第十八条** 本規定は公布の日より施行する。



**《産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国務院の規定》について  
司法部の責任者が記者の質問に回答<sup>4</sup>**

2026年3月31日、国務院総理の李強は第834号国務院令に署名し、《産業チェーン・サプライチェーンの安全に関する国務院の規定》（以下《規定》と略）を公布し、公布の日より施行した。司法部の責任者が《規定》の関連問題について記者の質問に答えた。

**質問：**《規定》が実施された背景について簡単にご説明ください。

**回答：**党中央・国務院は産業チェーン・サプライチェーンの安全を重要視している。習近平総書記は何度も重要な指示を出し、科学技術の刷新・制度の刷新を持続的に推し進め、供給を制約する障害、ボトルネック、脆弱性を打破し、産業チェーン・サプライチェーンの競争力と安全を強化する必要性を強調している。中国共産党第20期中央委員会第3回・第4回全体会議では産業チェーン・サプライチェーンのレジリエンスと安全の水準を向上させるための制度の整備について計画を立てた。一部の国は次々と立法・総合計画などの形式を通じて、本国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を確保している。我が国の現行法律法規は緊急保障、輸出管理、報復措置等の方面で関連規定があるが、産業チェーン・サプライチェーンの安全面に関する専門的な立法は存在しない。産業チェーン・サプライチェーンのレジリエンスと安全の水準を向上させ、我が国の産業チェーン・サプライチェーンが国内外のリスクに効果的に対応できるよう支援し、安定・円滑を維持するためには、法律を制定していないという空白を埋め、産業チェーン・サプライチェーンの安全の法治による支援をより一層強化する必要がある。

**質問：**《規定》を策定する際の全体的な指針は何ですか？

**回答：**第一に、発展と安全の統一的な計画の堅持。国は産業チェーン・サプライチェーンの高品質な発展を促進するとともに、リスク防止の観点から産業チェーン・サプライチェーンの安全を確保するための制度・措置を確立することを強調した。第二に、急用先行（急を要するものを優先する）の堅持。経済社会の安定と国の安全という重要分野に関わる産業チェーン・サプライチェーンに重点を置いて、“小さな切り口”から関連制度を構築し、既存の制度・規定との整合性を図る。第三に、問題を導き手とすることの堅持。実践の中で際立った問題に対して、産業チェーン・サプライチェーンの安全業務の仕組みを構築・整備し、リスクの早期警戒・防止および緊急管理を強化し、同時に我が国の産業

---

<sup>4</sup> 「司法部负责人就《国务院关于产业链供应链安全的规定》答记者问」（中華人民共和国司法部サイト政策解説 2026年4月7日）

[https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zcjd/202604/t20260407\\_533568.html](https://www.moj.gov.cn/pub/sfbgw/zcjd/202604/t20260407_533568.html)

チェーン・サプライチェーンの安全を脅かす措置や行為に対して、産業チェーン・サプライチェーンの安全調査制度、報復措置および域外適用の規定を明確にした。

**質問：**《規定》では産業チェーン・サプライチェーンの安全業務についてどのような原則を定めたのですか？

**回答：**党中央・国務院の決定・計画を徹底して実行するために、以下の規定を設けた：第一に、産業チェーン・サプライチェーンの安全業務は総体国家安全観を貫徹させ、発展と安全を統一的に計画し、国内・国際を統一的に計画し、高水準の対外開放を推進し、世界の産業チェーン・サプライチェーンの安定・円滑化を促進するものとする（※第二条）。第二に、重要分野における科学技術の研究開発、コア技術の難題攻略を支援し（※第十二条）、産業チェーン・サプライチェーンの合理的で秩序ある配置を指導し、産業チェーン・サプライチェーンのデジタル化、インテリジェント化を推進し、産業チェーン・サプライチェーンの安全、制御可能の水準を向上させ、産業チェーン・サプライチェーンの高品質な発展を促進する（※第四条）。第三に、平等互惠、協力・ウィンウィンの原則を堅持し、産業チェーン・サプライチェーン分野における国際協力を強化し、産業チェーン・サプライチェーンに関わる国際ルールの策定に積極的に参加する（※第五条）。

**質問：**《規則》では産業チェーン・サプライチェーンの安全を確保するための重点をどのように強調していますか？

**回答：**産業チェーン・サプライチェーン業務の関わる範囲は広く、多くの段階にわたるものであるため、《規定》は“小さな切り口”に立脚し、経済社会の安定と国の安全に関わる分野に重点を置き、重要分野のリスト制度を構築し、関係各方面が重要分野に重点を置き、統一的計画・協調を強化し、集中・連携して取り組むよう促した（※第七条）。リストに加えられた重要分野に対して明確な要求を打ち出した：第一に情報共有の強化を推進し、データの安全を確保する（※第八条）；第二にリスクの監視・早期警戒制度を構築・整備し、評価・監視を計画・実施し、適時に早期警戒情報を公表する（※第九条）；第三に、リスク防止制度を構築・整備し、重要分野における物理的備蓄および能力の備蓄を計画・実施し、技術・設備・製品の研究開発を強化する（※第十条）；第四に緊急管理制度を構築・整備し、緊急対応計画を策定し、手順に従って緊急調整、備蓄の使用等の緊急処理・措置を講じることができる（※第十一条）。

**質問：**《規定》では我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を損なう行為にどのように対処するのですか？

**回答：**《規定》の第十四条、第十五条に我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を脅かす行為に対する規定を設けた。第一に、外国の国家・地域および国際機関が国際法および国際関係の基本準則に違反し、産業チェーン・サプライチェーン方面で我が国に

対して差別的禁止・制限またはその他の類似した措置を講じ、我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全を損なう行為を実施または実施に協力した場合、国務院の関係部門は関連措置または行為に対して産業チェーン・サプライチェーンの安全調査を実施する権限を持つ；手順に従って相応の措置を講じることができ、これには関連貨物・技術の輸出入、または国際サービス貿易を禁止または制限する、特別費用を徴収する等を含むがこれに限定されるものではない；《中華人民共和国反外国制裁法》、《〈中華人民共和国反外国制裁法〉実施に関する規定》等に従って、関連組織・個人を報復リストに掲載し、報復措置を講じることができる（※第十四条）。第二に、外国の組織・個人が正常な市場取引の原則に違反し、我が国の公民・組織との正常な取引を中断し、我が国の公民・組織に対して差別的な措置またはその他の行為を実施し、我が国の産業チェーン・サプライチェーンの安全に実質的な損害をもたらす、または実施的な損害の脅威を生じさせた場合、国務院の関係部門は産業チェーン・サプライチェーンの安全調査を実施する権限を持つ。調査結果に基づき、国務院の関係部門は外国の組織・個人に対して我が国と関連する輸出入活動に従事するのを禁止または制限する、我が国国内での投資を禁止または制限する、我が国国内の組織・個人がこれらと関連取引、協力等の活動を実施するのを禁止または制限する、関係する人員・交通輸送手段が入国するのを禁止または制限する、関係者が我が国国内で就業、逗留、または在留資格を取り消すまたは制限する等の措置を講じることができる。関連措置は外国の組織・個人が実質的に支配する、または設立・運営に関与する組織に適用することができる（※第十五条）。

**質問：**《規定》では産業チェーン・サプライチェーンの情報の安全をどのように確保していますか？

**回答：**実践の中で産業チェーン・サプライチェーンに関わる情報の収集活動が違法に行われる等の問題に対して、《規定》では産業チェーン・サプライチェーンの情報安全制度を構築した。第一に、いかなる組織・個人も我が国の法律・行政法規・部門規章および国の関連規定に違反し、我が国国内で産業チェーン・サプライチェーンに関わる調査等の情報収集活動を実施した場合、関係部門は法に従って相応の処理・措置を講じる（※第十三条）。第二に、企業・研究機構等はリスクの防止・管理システムを十全にし、コア技術と関連する情報システム、データの安全・制御可能を実現しなければならない；関係部門は指導と研修を強化しなければならない（※第十二条）。第三に企業・業界団体・商工会議所等が産業チェーン・サプライチェーンの安全に影響する状況を発見した場合、関係部門に報告できることを明確にした。

